

厚生発 0120 第 45 号
令和 8 年 1 月 20 日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「女性の健康週間」における取組について (依頼)

標記について、別添(「女性の健康週間実施要綱」(令和 7 年 1 月 22 日付厚生発 0122 第 2 号(令和 8 年 1 月 20 日最終改正)厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添))により、毎年 3 月 1 日から 3 月 8 日までを「女性の健康週間」とし、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための国民運動を展開しています。健康日本 21(第三次)の開始に併せて、「女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～」を女性の健康週間のテーマとしました。

については、貴職においても、その趣旨を御理解の上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、女性の健康に関する取組を行う際には、女性の健康を支援するための情報提供ホームページ「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」^(注 1)や今後掲載を予定しているスマート・ライフ・プロジェクト内の女性の健康週間に関する特設ホームページ^(注 2)について、関係団体等へ周知し活用を促していただくよう、お願いします。

また、本週間において貴自治体、貴管内市町村及び関係団体が実施(予定を含む)する女性の健康に関する啓発事業、行事等の取組状況を当省にて集約し、当省ホームページ、SNS 等^(注 3・4)においても広報しますので、別紙様式に取組状況を記入の上、令和 8 年 2 月 17 日(火)までに厚生労働省健康・生活衛生局長健康課宛てに電子メールにて送付方よろしく申し上げます。

注 1 : <http://w-health.jp/>
(QRコード)



注 2 : <https://kennet.mhlw.go.jp/slp/>

注 3 : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/woman.html>

注 4 : <https://x.com/MHLWitter>

(担当)

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課
門馬・猪苗代

TEL: 03-5253-1111(代表) (内 2346・2396)

Mail: sukoyaka@mhlw.go.jp